



クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2023年1月11日

ユーラシア個人向け小口融資事業者支援ファンド（25号～59号）

【ユーロ建て】ユーラシア個人向け小口融資事業者支援ファンド（60号～66号）

【円建て】ユーラシア個人向け小口事業者支援ファンド（1号～6号）

の運用状況につきまして

（2023年1月期）

投資家のみなさまにおかれましては、平素より格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。

掲題のファンドシリーズ各号（以下、「本ファンドシリーズ」といいます。）につきまして、従前お伝えした内容から変更がございましたので、以下の通りご報告申し上げます。なお、その変更内容は、運用損益の課税対象年度の変更を含みます。

【対象ファンドの概況】

本ファンドシリーズにおいてクラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下「本営業者」といいます。）は、お客様にご投資いただいた出資金をクラウドクレジット株式会社のエストニア子会社（Crowdcredit Estonia OÜ。以下「エストニアグループ会社」といいます。）に対して貸付けを行いました。

エストニアグループ会社はこの借入金を原資として、キプロス共和国に籍を置く金融事業者であるCC Continental City Capital Ltd（以下「4C Capital 社」といいます。）へ貸付けを行いました。

【本ファンドシリーズ回収完了のお知らせと、運用損益の事業年度について】

前回（2022年12月22日付）のお知らせでご報告の通り、当社は、4C Capital 社からの資金回収が不可能となる前に、同社株主から既存の借入額の15%相当の部分返済を受けることと、その代わりに残る債権を放棄することとを決めました。

今回お知らせしたいのは、その部分返済の回収時期が予定よりも遅れたために、本ファンドシリーズの運用損益が課税対象となる事業年度に変更が生じたことです。前回のお知らせ時点では、2022年12月中に回収を完了する予定でしたが、4C Capital 社の株主が送金の準備に時間を要したため、エストニアグループ会社への着金が2023年1月になりました。ファンドの運用損益は最後の回収金が本営



業者へ着金した後に確定します。そのため、税務上、本ファンドシリーズの最終分配における運用損益が、個人については2023年度、法人については2023年1月を含む事業年度の課税対象となります（※）。

※ 前回のお知らせ時点では、2022年12月中の回収完了を目指していたことから「2022年12月中に返済および着金が行われる場合には、本ファンドシリーズの最終分配における運用損益が個人については2022年度、法人については2022年12月を含む事業年度の課税対象となります」とご案内申し上げました。しかし、上記のとおり、回収完了が遅れ2023年1月になったことで、課税対象の事業年度が前回のお知らせ内容から変更となりました。
前回のお知らせ直後の変更で大変おそれいますが、ご留意のほどよろしくお願い申し上げます。

【投資家のみなさまへの分配について】

上記の通り、2023年1月に4C Capital社側の返済を確認したことをもちまして、投資家のみなさまには、2023年1月末頃に、本ファンドシリーズの最終の分配として分配金のお振込みを行う予定です。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号